

東海第二発電所 圧縮減容装置の設置に係る
原子炉設置変更許可申請の既申請との重複等の整理について

1. はじめに

現在、東海第二発電所に関する原子炉設置許可変更については、現在、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備の設置に伴う原子炉設置変更許可申請（以下「既申請」という。2019年9月24日申請）を行っており、現在、審査対応中である。

東海第二発電所から発生した放射性雑固体廃棄物及び固体廃棄物貯蔵庫に保管している放射性固体廃棄物の減容を促進し、貯蔵量の低減に資するため、2022年下期運用開始を目途に、圧縮減容装置の導入を計画している。

(2021年2月8日面談でご説明)

このため、今後予定している圧縮装置設置による原子炉設置変更許可申請案件（以下「後申請」という。）について、既申請との並行申請を予定しており、以下のとおり、後申請時期の必要性（目的、申請時期）及び許可基準との重複について整理した。

2. 既申請案件と後申請案件の関係について

(1) 既申請及び後申請案件

【既申請案件】

- ① 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置
申請：2019年9月24日（総室発第69号）

【後申請案件】

- ① 圧縮減容装置の設置
申請（予定）：2021年5月下旬以降（自治体との調整終了後）

別紙 既申請及び後申請の許可基準に関する重複の整理について

以 上

既申請及び後申請の許可基準に関する重複の整理について

申請書		既申請	後申請	許可基準に関する既申請との重複 等
		特重施設	圧縮減容装置	
本文五号	発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備	○	○	圧縮減容装置設置に伴い、「ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備」に圧縮減容装置を追加するが、既申請は本章の変更対象外であるため、既申請と重複しておらず並行審査は可能と考えている。
本文六号	発電用原子炉施設の工事計画	○	○	工事件名毎に計画を示すものであること、また、圧縮減容装置は特重施設には当たらないため重複申請及び個別審査は可能と考えている。なお、回次についてはどちらかの申請案件が許可された段階で、もう一方の申請案件を変更（補正）することとしたい。
本文七号	発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量	×	×	申請対象外
本文八号	使用済燃料の処分の方法	×	×	申請対象外
本文九号	発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項	×	×	申請対象外
本文十号	発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項	○	×	後申請の対象外であるため、既申請にて審査いただきたい。
申請書表図		○	×	後申請の対象外であるため、既申請にて審査いただきたい。
申請書添付参考図面		○	×	後申請の対象外であるため、既申請にて審査いただきたい。
添付書類一	変更後における発電用原子炉の使用の目的に関する説明書	×	×	申請対象外
添付書類二	変更後における発電用原子炉の熱出力に関する説明書	×	×	申請対象外
添付書類三	変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類	○	○	工事件名毎に資金の額及び調達計画を示すものであること、また、圧縮減容装置は特重施設には当たらないため重複申請及び個別審査は可能と考えている。なお、回次についてはどちらかの申請案件が許可された段階で、もう一方の申請案件を変更（補正）することとしたい。
添付書類四	変更後における発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類	×	×	申請対象外
添付書類五	変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書	○	×	後申請の対象外であるため、既申請にて審査いただきたい。
添付書類六	変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書	○	×	後申請の対象外であるため、既申請にて審査いただきたい。
添付書類七	変更に係る発電用原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図	×	×	申請対象外
添付書類八	変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ● 「発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針」については、工事件名毎に設計方針を示すものであること、また、圧縮減容装置は特重施設には当たらないため重複申請及び並行審査は可能と考えている。なお、回次についてはどちらかの申請案件が許可された段階でもう一方の申請案件を変更（補正）することとしたい。 ● 「第1.3-1表 耐震重要度分類表」の耐震重要度分類Cクラスに圧縮減容装置を追加する。本表は既申請の対象となっているが、設備毎の耐震重要度分類を整理した表であること、また、圧縮減容装置は特重施設との関連性はないことから、重複申請及び並行審査は可能と考えている。なお、本表についてはどちらかの申請案件が許可された段階でもう一方の申請案件を変更（補正）することとしたい。 ● 「7 放射性廃棄物の廃棄施設」の雑固体廃棄物処理及び「第7.3-1表 固体廃棄物処理系系統概要図」に圧縮減容装置を追加するが、既申請は本章の変更対象外であるため、既申請と重複しておらず並行審査は可能と考えている。
添付書類九	変更後における発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書	○	×	後申請の対象外であるため、既申請にて審査いただきたい。
添付書類十	変更後における発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書	○	×	後申請の対象外であるため、既申請にて審査いただきたい。
添付書類十一	変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書	○	×	後申請の対象外であるため、既申請にて審査いただきたい。